

こども家庭審議会 第2回こどもの居場所部会資料

地域のこどもの居場所「児童館」について

令和5年5月31日

子どもたちに、
遊びの時間と、いつもの居場所。



一般財団法人 Foundation for Promoting Sound Growth of Children
児童健全育成推進財団



1

児童健全育成推進財団概要



児童館・放課後児童クラブ・母親クラブ及び関係組織の支援等の事業を通して、子どもの健やかな育成を図るための活動を推進しています。

名称	一般財団法人 児童健全育成推進財団 (Foundation for Promoting Sound Growth of Children)
設立年月	昭和48年(1973年)5月
所在地	東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F
代表者	理事長：鈴木一光
会員数	組織会員89、施設会員2,729、個人会員451 (令和5年3月現在)
活動範囲	全国

<主な事業>

- 児童館の**全国ネットワーキング**
児童館の情報交換・交流機会の提供等
- 児童館・放課後児童クラブの**活動・運営支援**
共済(保険)制度、福祉サービス第三者評価事業等
- 児童館・放課後児童クラブの**人材育成**
キャリア別・テーマ別研修会、資格制度等
- 児童健全育成の**情報発信・研究**
テキスト、事例集等の出版、調査研究事業等
- 地域活動のサポート**
子ども・子育て支援ボランティアの支援等

2

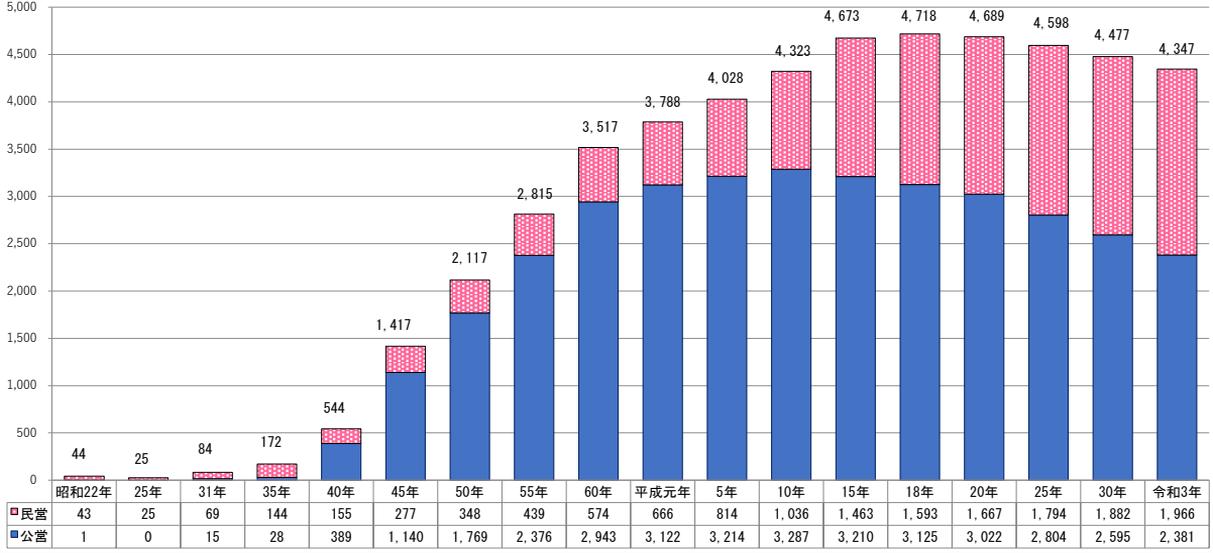
2

児童館の概要

目的	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条規定 ・児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする 児童館ガイドライン（平成30年子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）第1章規定 ・18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにする
設置・運営状況	・4,347か所（令和3年社会福祉施設等調査／前年より51か所減少、5年連続減少中） ・公設公営51.9%、公設民営44.8%、民設民営3.0%（児童館・児童センターの割合）※
職員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条規定 ・児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない 令和3年社会福祉施設等調査 ・児童館従事者数19,321人
理念	児童館ガイドライン第1章規定 ・児童館は、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法の理念のにとり、年齢及び発達に応じて、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

※令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書「児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究」（主任研究委員：立正大学・大竹智教授）／令和4年3月一般財団法人児童健全育成推進財団

児童館の推移



昭和62年厚生省児童家庭局編『児童福祉四十年の歩み』、平成6年社団法人全国児童館連合会編『児童厚生員ハンドブック』、平成10年厚生省児童家庭局編『児童福祉五十年の歩み』、各年厚生労働省社会福祉施設等調査より作成

児童館の特性、活動内容

(児童館ガイドライン規定)

特性

① 拠点性	子どもが自らの意思で、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。
② 多機能性	子どものあらゆる課題に直接関わることができ、子どもと一緒に考え、対応することができる。
③ 地域性	地域住民、関係機関等と連携して、子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

活動内容

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 遊びによる子どもの育成 | ⑤ 子育て支援の実施 |
| ② 子どもの居場所の提供 | ⑥ 地域の健全育成の環境づくり |
| ③ 子どもが意見を述べる場の提供 | ⑦ ボランティア等の育成と活動 |
| ④ 配慮を必要とする子どもへの対応 | ⑧ 放課後児童クラブの実施と連携 |

5

5

児童館の施設特性

(児童館ガイドライン規定)

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況にかかわらず、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会うの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

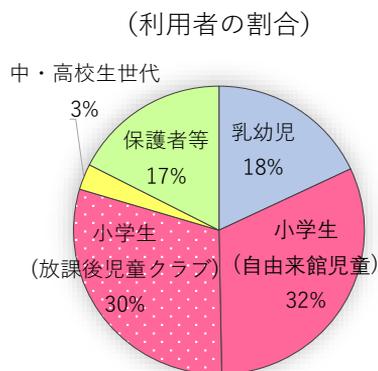
6

6

児童館の特徴と利用者の属性

児童館は地域の多様なニーズや特性のあるこどもの居場所となっています

- 18歳未満のすべての子どもが利用
- 障害のある子どもが利用する児童館82.1%
- 悩みを抱えた子どもが利用する児童館43.0%
- 不適切な養育等が疑われる子どもが利用する児童館29.4%
- いじめ等の問題がある子どもが利用する児童館19.6%
- 放課後児童クラブを実施する児童館55.7%
- 放課後児童クラブの待機児童を解消するための
ランドセル来館事業を実施する児童館21.6%



令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書「児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究」
(主任研究委員：立正大学・大竹智教授) / 令和4年3月一般財団法人児童健全育成推進財団

7

7

こどもの居場所として児童館が大切にしている視点

- こどもが**選んで (好んで) 行く**ことができること
- こどもの**身近な安全・安心な場**であること
- こどもが**無料で自由**に利用できること
- **多様なこども**が利用できること
- 目的や理由が問われず、**ただ居ることが尊重される**こと
- こどもが地域から**分離・分断されない**ように配慮されること
- こどものための**社会資源**として保護者、地域、行政と連携していること
- こどもの権利を尊重する**信頼に足る大人** (職員等) がいること
- こどもに開かれた**持続可能な居場所**であること

8

8